

2021年3月5日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

東急リアル・エステート投資法人

代表者名

執行役員 柏崎和義

(コード番号 8957)

資産運用会社名

東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社

代表者名

代表取締役執行役員社長 柏崎和義

問合せ先

取締役執行役員財務・IR部長 山川潔

TEL.03-5428-5828

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は本日開催の投資法人役員会において、規約一部変更及び役員選任に関し、2021年4月16日に開催する本投資法人の投資主総会に付議することを決議しましたので下記の通りお知らせいたします。

なお、下記の規約一部変更及び役員選任は、当該投資主総会において決議されることを停止条件といたします。

記

1. 規約一部変更について

- (1) 本投資法人は、現行規約第15条において、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいざれをも除く。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、投資主の多数意思に必ずしも整合しない結論となる可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基づいて、一定の資格要件を備えた投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合、⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除及び⑥吸収合併契約又は新設合併契約の承認に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することができる主体は、公正性、公平性の観点から、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主及び本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続き要件は、①一定の資格要件を備えた投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものであります。

(変更案 第 15 条関連)

- (2) 「東急」「TOKYU」その他これに関連する登録商標の商標権者である東急株式会社の商号変更に伴い、所要の変更を行うものであります。
(変更案 第 38 条及び別紙 1 1.(1)②、③、1.(3)、3.(3)②関連)
- (3) その他必要な字句の修正のために、所要の変更を行うものであります。
(変更案 別紙 1 3. (4)a 関連)

なお、詳細の内容については、添付資料「第 10 回投資主総会招集ご通知」5~10 ページをご参照ください。

2. 役員選任について

執行役員柏崎和義、監督役員柳澤義一及び近藤丸人は、2021 年 4 月 30 日をもって任期満了となりますので、2021 年 4 月 16 日に開催される本投資法人の投資主総会に、執行役員 1 名（候補者：柏崎和義）及び監督役員 2 名（候補者：近藤丸人、相川高志）の選任について、議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名（候補者：山上辰巳）の選任について、議案を提出いたします。

なお、詳細の内容については、添付資料「第 10 回投資主総会招集ご通知」11~14 ページをご参照ください。

3. 投資主総会等の日程

2021 年 3 月 5 日	投資主総会提出議案の役員会決議
2021 年 3 月 22 日	投資主総会招集通知の発送（予定）
2021 年 4 月 16 日	投資主総会（予定）

以上

<添付資料>

第 10 回投資主総会招集ご通知

(証券コード 8957)
2021年3月22日

投資主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

東急リアル・エステート投資法人

執行役員 柏崎和義

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及び関係者の皆様、また、感染症拡大による影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、東急リアル・エステート投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

会場におきましては、新型コロナウイルス感染症への対策に尽くしますが、本投資主総会へのご出席をご検討いただいている投資主様におかれましては、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に十分ご留意いただき、ご健康状態にかかわらず、極力、書面により議決権行使をいただき、投資主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。書面により議決権行使される場合には、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記載いただき、2021年4月15日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約第15条第1項において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

従いまして、当日、ご出席いただけず、かつ、議決権行使書面による議決権のご行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の議案に賛成したものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年4月16日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル
(地下2階 ボールルーム)
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 本投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

本投資主総会当日、代理人により議決権をご行使いただく場合、議決権を有する他の投資主様1名に委任することができます。この場合、投資主様ご本人の議決権行使書面とともに代理権を証する書面をご提出ください。

議決権行使書面によって議決権をご行使いただく場合、各議案に対し、賛否又は棄権のいずれの記載もない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以上

◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本投資法人の2021年1月期に関する決算資料は、本投資法人のウェブサイト（※）にてご覧いただくことができます。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、本投資法人のウェブサイト（※）に修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

◎各議案の決議結果につきましては、本投資主総会当日に本投資法人のウェブサイト（※）に掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

※ <https://www.tokyu-reit.co.jp/>

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<投資主様へお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできます。投資主の皆様の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、**投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。**
- 投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、ご自身的健康状態、開催日時点の新型コロナウイルス感染症の感染状況や行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようにお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

<ご来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、例年に比べて少ない座席数のご用意となり、充分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設定しておりますアルコール消毒液による手指消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5°C以上の発熱がある投資主様や咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、

あらかじめご了承ください。

- 役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の上、原則としてマスクを着用した状態で応対をさせていただきますことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 本投資法人の資産運用会社である東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年1月期に関する決算資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://www.tokyu-reit.co.jp/>) にてご覧いただくことができます。
- 上記の他、投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://www.tokyu-reit.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 本投資法人は、現行規約第15条において、投信法第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、投資主の多数意思に必ずしも整合しない結論となる可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基いて、一定の資格要件を備えた投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合、⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除及び⑥吸収合併契約又は新設合併契約の承認に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することができる主体は、公正性、公平性の観点から、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主及び本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続き要件は、①一定の資格要件を備えた投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものであります。（変更案 第15条関連）

- (2) 「東急」「TOKYU」その他これに関連する登録商標の商標権者である東急株式会社の商号変更に伴い、所要の変更を行うものであります。（変更案 第38条及び別紙1 1. (1)②、③、1. (3)、3. (3)②関連）
- (3) その他必要な字句の修正のために、所要の変更を行うものであります。（変更案 別紙1 3. (4) a関連）

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(網掛けは変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条（みなし賛成）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p style="background-color: #e0e0e0;">(新設)</p>	<p>第15条（みなし賛成）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 前2項の規定は、(1) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(2) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。</p> <p>(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任</p> <p>(2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</p> <p>(3) 解散</p> <p>(4) 投資口の併合</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p>(5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</p> <p>(6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認</p> <p>4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</p>
<p>第38条（表示使用の根拠及び終了）</p> <p>本投資法人の商号の一部を含め、「東急」「TOKYU」その他これに関連する登録商標及びこれに類似する表示を本投資法人が使用することについては、商標権者である東京急行電鉄株式会社（以下「東急電鉄」という。）との契約に基づき許諾を受けるものとし、当該許諾が受けられなくなった場合には、その使用を中止するものとする。</p>	<p>第38条（表示使用の根拠及び終了）</p> <p>本投資法人の商号の一部を含め、「東急」「TOKYU」その他これに関連する登録商標及びこれに類似する表示を本投資法人が使用することについては、商標権者である東急株式会社（以下「東急㈱」という。）との契約に基づき許諾を受けるものとし、当該許諾が受けられなくなった場合には、その使用を中止するものとする。</p>
<p>別紙1</p> <p>資産運用の対象及び方針</p> <p>1. 資産運用の基本方針 (省略)</p> <p>(1) 成長性 (省略)</p> <p>① 内部成長要因 (省略)</p> <p>② 外部成長要因 <u>積極的な物件取得とポートフォリオクオリティの維持及び向上</u> (省略)</p>	<p>別紙1</p> <p>資産運用の対象及び方針</p> <p>1. 資産運用の基本方針 (現行どおり)</p> <p>(1) 成長性 (現行どおり)</p> <p>① 内部成長要因 (現行どおり)</p> <p>② 外部成長要因 <u>積極的な物件取得とポートフォリオクオリティの維持及び向上</u> (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>東急電鉄等からの物件取得</u></p> <p>本投資法人は、東急電鉄等の保有物件に関して、安定的かつ継続的な物件の取得機会を確保するものとする。</p> <p>なお、本規約において、東急電鉄等とは、以下のa.からc.までのいずれかに掲げる者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 東急電鉄 b. 東急電鉄の連結子会社 c. 東急電鉄又は東急電鉄の連結子会社の意向を受けて設立されたそれらによる匿名組合出資その他の出資の比率が過半である特定目的会社及び特別目的事業体 <p>③ 東急電鉄等との相乗効果</p> <p>本投資法人は、東急電鉄等との相乗効果を通じて、東急沿線地域の付加価値向上による成長を目指す。</p> <p>(2) 安定性</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 透明性</p> <p>透明性を確保するため、本投資法人は、法定開示以外に投資主にとって有用かつ適切と判断される重要な情報を、積極的かつタイムリーに開示するものとする。また、投資活動全般を通じて、東急電鉄等に事業及び取引機會をもたらすことがあることに留意しつつ、個々の事業及び取引において、東急電鉄等その他の資産運用会社の利害関係人等との利益相反回避に十分配慮するものとする。</p>	<p><u>東急㈱等からの物件取得</u></p> <p>本投資法人は、東急㈱等の保有物件に関して、安定的かつ継続的な物件の取得機会を確保するものとする。</p> <p>なお、本規約において、東急㈱等とは、以下のa.からc.までのいずれかに掲げる者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 東急㈱ b. 東急㈱の連結子会社 c. 東急㈱又は東急㈱の連結子会社の意向を受けて設立されたそれらによる匿名組合出資その他の出資の比率が過半である特定目的会社及び特別目的事業体 <p>③ 東急㈱等との相乗効果</p> <p>本投資法人は、東急㈱等との相乗効果を通じて、東急沿線地域の付加価値向上による成長を目指す。</p> <p>(2) 安定性</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(3) 透明性</p> <p>透明性を確保するため、本投資法人は、法定開示以外に投資主にとって有用かつ適切と判断される重要な情報を、積極的かつタイムリーに開示するものとする。また、投資活動全般を通じて、東急㈱等に事業及び取引機會をもたらすことがあることに留意しつつ、個々の事業及び取引において、東急㈱等その他の資産運用会社の利害関係人等との利益相反回避に十分配慮するものとする。</p>
<p>2. 資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲</p> <p>(省略)</p>	<p>2. 資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 投資態度</p> <p>(1) 投資方針 (省略)</p> <p>(2) 売却方針 (省略)</p> <p>(3) 物件関連業務運用基準</p> <p>① 物件取得業務 (省略)</p> <p>② 物件運用業務 (省略)</p> <p>a. 賃貸運営 (省略)</p> <p>b. 管理運営 (省略)</p> <p>c. 修繕・資本的支出 (省略)</p> <p>d. PM会社の選定</p> <p>テナントに関する情報網と地域密着性に裏付けられたテナント営業力及び規模のメリットによるコスト削減等を総合的に勘案し、原則として東急電鉄等から選定する。ただし、物件の特性、管理の継続性その他の諸事情等に応じ、東急電鉄等以外の会社から選定することを妨げない。なお、利益相反対策として必要な事項を別途本投資法人役員会で定める。</p> <p>e. PM契約の更新 (省略)</p> <p>f. 損害保険等の付保 (省略)</p> <p>③ 物件売却業務 (省略)</p>	<p>3. 投資態度</p> <p>(1) 投資方針 (現行どおり)</p> <p>(2) 売却方針 (現行どおり)</p> <p>(3) 物件関連業務運用基準</p> <p>① 物件取得業務 (現行どおり)</p> <p>② 物件運用業務 (現行どおり)</p> <p>a. 賃貸運営 (現行どおり)</p> <p>b. 管理運営 (現行どおり)</p> <p>c. 修繕・資本的支出 (現行どおり)</p> <p>d. PM会社の選定</p> <p>テナントに関する情報網と地域密着性に裏付けられたテナント営業力及び規模のメリットによるコスト削減等を総合的に勘案し、原則として東急株等から選定する。ただし、物件の特性、管理の継続性その他の諸事情等に応じ、東急株等以外の会社から選定することを妨げない。なお、利益相反対策として必要な事項を別途本投資法人役員会で定める。</p> <p>e. PM契約の更新 (現行どおり)</p> <p>f. 損害保険等の付保 (現行どおり)</p> <p>③ 物件売却業務 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
(4) 財務方針 <ul style="list-style-type: none"> a. エクイティ・ファイナンス <ul style="list-style-type: none"> イ 新規投資口の追加発行 <ul style="list-style-type: none"> ・資産の長期的かつ安定的な成長を目指し、市況を的確に把握し、かつ、投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による投資口の割合持分の低下）に配慮した上で、機動的な投資口の追加発行を行うものとする。 ロ 自己投資口の取得及び消却 <ul style="list-style-type: none"> (省略) b. デット・ファイナンス（資金の借入れ及び投資法人債の発行等） <ul style="list-style-type: none"> (省略) c. キャッシュ・マネジメント（現預金等） <ul style="list-style-type: none"> (省略) 	(4) 財務方針 <ul style="list-style-type: none"> a. エクイティ・ファイナンス <ul style="list-style-type: none"> イ 新規投資口の追加発行 <ul style="list-style-type: none"> ・資産の長期的かつ安定的な成長を目指し、市況を的確に把握し、かつ、投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による投資口の持分割合の低下）に配慮した上で、機動的な投資口の追加発行を行うものとする。 ロ 自己投資口の取得及び消却 <ul style="list-style-type: none"> (現行どおり) b. デット・ファイナンス（資金の借入れ及び投資法人債の発行等） <ul style="list-style-type: none"> (現行どおり) c. キャッシュ・マネジメント（現預金等） <ul style="list-style-type: none"> (現行どおり)
(5) その他 <ul style="list-style-type: none"> (省略) 	(5) その他 <ul style="list-style-type: none"> (現行どおり)
4. 資産運用の対象とする資産についての制限 <ul style="list-style-type: none"> (省略) 	4. 資産運用の対象とする資産についての制限 <ul style="list-style-type: none"> (現行どおり)
5. 組入資産の貸付け <ul style="list-style-type: none"> (省略) 	5. 組入資産の貸付け <ul style="list-style-type: none"> (現行どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員柏崎和義は、2021年4月30日をもって任期満了となりますので、2021年5月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において執行役員の任期は、本投資法人現行規約の定めにより、2021年5月1日より2年とします。

なお、本議案は、2021年3月5日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴
かしわ さき かいづ よし 柏 崎 和 義 (1962年8月18日生)	1985年 4月 東京急行電鉄株式会社(※)入社 交通事業部 鉄道部 1986年 4月 同 財務部 1998年 3月 同 グループ事業室 関連一部 1999年 7月 同 グループ事業室 関連二部 1999年10月 同 財務部 2000年 1月 同 財務部 課長 2003年 4月 同 財務戦略推進本部 主幹 2005年 4月 同 財務戦略室 主計部 主幹 2006年 6月 同 財務戦略室 グループ経営企画部 主幹 2007年 4月 同 財務戦略室 グループ戦略推進部 課長 2008年 4月 同 財務戦略室 グループ戦略推進部 統括部長 2009年 4月 株式会社東急エージェンシー 出向 執行役員 コーポレート本部長 2009年 6月 同 取締役 執行役員 コーポレート本部長 2010年 6月 株式会社東急エージェンシービジネスサービス 代表取締役社長 2014年 4月 東京急行電鉄株式会社(※) 都市開発事業本部 ビル事業部 事業計画部 統括部長 2014年 4月 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 非常勤監査役 2015年 3月 同 出向 代表取締役 執行役員副社長 (資産開発・資産運用担当) 2015年 5月 同 代表取締役 執行役員社長 (現在に至る) 2015年 5月 本投資法人 執行役員 (現在に至る)

(※)東京急行電鉄株式会社は2019年9月2日付で、東急株式会社に商号変更しています。

- 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記執行役員候補者は、現在、資産運用会社の代表取締役であります。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- 本投資法人は、執行役員及び監督役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する2023年4月30日までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案は、2021年3月5日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
山 上 辰 巳 (1964年12月25日生)	<p>1983年 3月 東京急行電鉄株式会社(※)入社 人事部 1983年 4月 同 交通事業本部 鉄道部 1989年 4月 同 生活情報事業部 営業部 1989年10月 同 生活情報事業部 計画部 1990年 4月 同 都市開発本部 管理部 1996年 4月 東急不動産株式会社 出向 資産活用部 鑑定室 2000年 4月 東京急行電鉄株式会社(※) グループ事業室 関連三部 2001年 7月 同 コーポレート統括本部 グループ政策室 2002年 1月 東急建設株式会社 出向 経営管理室 2002年 3月 東京急行電鉄株式会社(※) コーポレート統括本部 グループ政策室 2003年 4月 同 財務戦略推進本部 2003年10月 T Cプロパティーズ株式会社 出向 業務部 計画課 課長 2004年 4月 東京急行電鉄株式会社(※) 財務戦略推進本部 2005年 4月 同 財務戦略室 グループ経営企画部 2006年 4月 同 財務戦略室 グループ経営企画部 主幹 2009年 4月 同 グループ事業本部 事業統括部 課長 2011年 6月 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 インベストメント委員会 委員 2011年 7月 東京急行電鉄株式会社(※) グループ事業本部 第一部 課長 2012年 4月 同 グループ事業本部 連結事業推進部 課長 2013年 7月 同 グループ事業本部 連結事業推進部 統括副部長 2014年 4月 同 財務戦略室 連結経理推進部 統括部長 2015年 4月 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 取締役専務執行役員経営企画・I R担当 2015年 5月 同 代表取締役 執行役員副社長 兼 経営企画・I R担当 2015年11月 同 代表取締役 執行役員副社長 2016年 4月 同 代表取締役 執行役員副社長 兼 資産開発・資産運用担当 2017年 1月 同 代表取締役 執行役員副社長 (現在に至る)</p>

(※) 東京急行電鉄株式会社は2019年9月2日付で、東急株式会社に商号変更しています。

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、現在、資産運用会社の代表取締役であります。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、執行役員及び監督役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員柳澤義一及び近藤丸人は、2021年4月30日をもって任期満了となりますので、2021年5月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において監督役員の任期は、本投資法人現行規約の定めにより、2021年5月1日より2年とします。

また、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び本投資法人現行規約の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要であるとされています。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴
1	こんどうまるひと 近藤丸人 (1962年3月6日生)	1988年 4月 弁護士登録（東京弁護士会） 大原法律事務所 入所 1988年 5月 同 香港中文大学留学 1988年 9月 同 中国大学留学 1989年 7月 同 香港 “ROBERT LEE & FONG” SOLICITORS (法律事務所) 勤務 1996年 2月 近藤丸人法律事務所 開設（現在に至る） 1998年 5月 第二東京弁護士会へ登録換え（現在に至る） 2003年 6月 本投資法人 監督役員（現在に至る）
2	あいかわたかし 相川高志 (1970年4月22日生)	1997年11月 城東監査法人 入所 2001年 3月 新創監査法人 入所 2003年 4月 公認会計士開業登録（現在に至る） 2015年 4月 新創監査法人 代表社員（現在に至る） 2021年 1月 正栄食品工業株式会社 社外監査役（現在に至る）

- 上記監督役員候補者両名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- 本投資法人は、執行役員及び監督役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。

参考事項

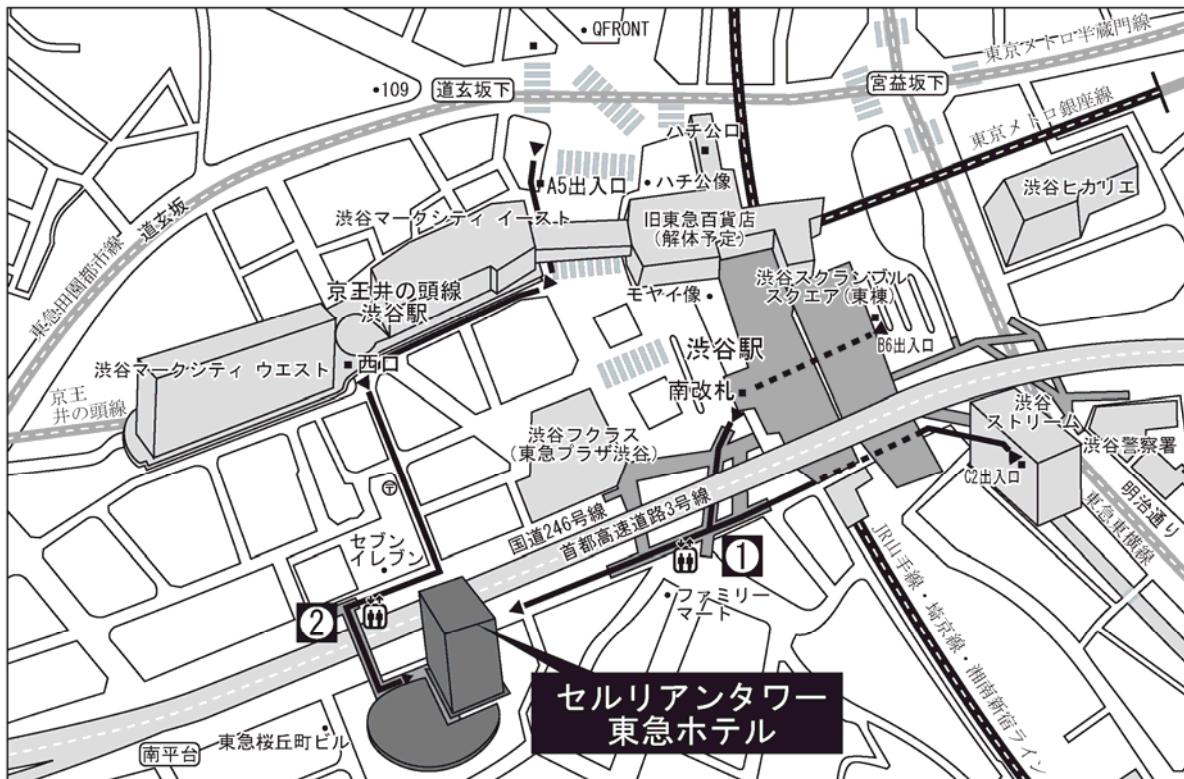
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条第1項による「みなし賛成」の定めは適用されません。

なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム



※ はエレベーターを表しています。

交通のご案内

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン（南改札）

東急田園都市線・東京メトロ半蔵門線・東急東横線・東京メトロ副都心線（A5・B6・C2出入口）／東京メトロ銀座線／京王井の頭線（西口）

- ・渋谷駅方面からお越しの方は、①国道246号線に架かる歩道橋又は②首都高速道路3号線に架かる歩道橋をご利用ください。
 - ・車椅子をご使用の方や、お身体の不自由な方で、お車でのご来場が必要である際には、国道246号線側の車寄せ入口をご利用ください。
 - ・会場に関してご不明な点がございましたら、下記窓口迄ご遠慮なくお問い合わせください。

セルリアンタワー東急ホテル（代表） 03-3476-3000

従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である、東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。当日はお土産を用意いたしておりませんのでご了承いただきますようお願い申し上げます。